第８回子ども・子育て支援等分科会 2024年12月19日	資料４

・妊婦のための支援給付
・妊婦等包括相談支援事業
の施行に向けた準備の状況について

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

施行に向けた準備状況

●全国自治体に向けて説明を実施（R6/10/31説明動画配信）

（妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）｜こども家庭庁）

【主な説明事項】

・制度の新旧比較と留意点

・子子法及び児福法の省令事項の検討内容

※説明実施後に自治体等からの意見を受け、検討内容を更新予定。

・令和７年度予算概算要求内容

●伴走型相談支援のガイドライン策定に向けた調査研究を実施

【主な記載検討事項】

・事業目的、実施主体、対象者、実施時期、実施者、実施方法、実施留意点、実施者スキル向上、利用者への情報発信、事業の評価点検

出典：2024年10月31日自治体説明資料抜粋

こどもまんなか
こども家庭庁

新旧比較と留意点（主なもの）

制度区分	項目	制度化後	現行制度	留意点
妊婦のための支援給付	名称	妊婦のための支援給付	出産・子育て応援給付金	
	根拠	子ども・子育て支援法第10条の２	予算事業（実施要綱）	
	給付額の算定基礎	妊娠している者及び妊娠しているこどもの数（流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数	新たに流産等が給付対象になるため、妊娠していたこどもの数の事実確認が必要
	給付対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者	
	認定・給付要件等	・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・給付に面談条件はなし	・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・支給には面談が必須	・居住実態ではなく住民票所在市町村が認定 ・法定給付は効果的に面談と組み合わせることを法に規定
	国から市町村への支出根拠	妊婦のための支援給付交付金交付要綱（仮）及び同給付費補助金交付要綱（仮）	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	・制度化後は国から給付費の全額を交付 ・事務費は、給付費とは別に補助金を交付
妊婦等包括相談支援事業	名称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業	
	根拠	児童福祉法第６条の３第22項	予算事業（実施要綱）	
	面談対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者	
	面談回数	法律上に回数の定めなし（省令に面談時期を規定）	３回（２回目アンケート可）	今後示すガイドラインを参考に、最低限、現行の伴走型相談支援と同水準の対応が必要。
	国から市町村への支出根拠	子ども・子育て支援交付金交付要綱及び利用者支援事業実施要綱	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	事業費は、利用者支援事業として補助

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の省令事項（検討中）

法律	法律の根拠条文		法律の条文	省令案等
子ども・子育て支援法	市町村の認定	第10条の９第１項	妊婦のための支援給付を受けようとする者は、**内閣府令で定めるところにより、**市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出することを想定。 一　妊婦支援給付認定の資格を有すること及び認定を求めることについての申告 二　妊婦の氏名、住所地、生年月日、個人番号、電話番号 三　妊娠の届出を行った日 四　妊娠に関して診療を受けている医療機関の名称、所在地及び電話番号 五　妊娠月数 六　医療機関等で診断した医師名 第１項の二～六においては母子保健法第15条の妊娠の届出により代えることがができる。
	届出等	第10条の13第１項	妊婦給付認定者は、**内閣府令で定めるところにより、**市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他**内閣府令で定める事項**を届け出なければならない。	妊婦給付認定者は、出産により胎児の数が明らかになった日（流産又は死産のときはその日）以降に、市町村が定める方法により、次項に定める事項を記載した届書を市町村に提出することを想定。 一　当該申請を行う妊婦の氏名、住所地、生年月日、個人番号及び電話番号 二　当該妊婦給付認定者が当該妊娠に関して保健指導又は健康診査を受けている医療機関の名称、所在地及び電話番号 三　その他市町村長が必要と認める事項
	妊婦支援給付金の支払方法	第10条の14第２項	妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で**内閣府令で定めるもの**により支払うものとする。	次に掲げる方法を検討。 一　口座振込の方法 二　小切手の振出し 三　公金振替書の交付
	内閣府令への委任	第10条の15	この款に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支給に関し必要な事項は、**内閣府令で定める**。	支給に関する通知を次の方法で検討。 妊婦支援給付金の受給資格及びその額についての認定その他妊婦支援給付金の支給に関する処分を行ったときは、文書により、その内容を請求者に通知しなければならない。 妊婦給付認定者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の通知に代えて、電子メール等の電磁的方法により通知することができる。
児童福祉法	事業	第６条の３第22項	この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、**内閣府令で定めるところにより、**妊婦及びその配偶者その他**内閣府令で定める者**（以下この項において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。	妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に次の方法をもって行うことを想定。 一　対面による面談 二　情報通信機器を通じた面談 三　その他市町村長が支援を行うに当たって適当と認める方法 妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者を想定。 一　出産した者及びその配偶者 二　出産後その児童を養育する者その他市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者

出典：2024年10月31日自治体説明資料抜粋

こどもまんなか
こども家庭庁

妊婦支援給付認定者の認定及び胎児の数の届出について（検討中）
（法第10条の９第１項・第10条の13第１項関係）

【本給付における妊娠の定義】
医師が「胎児心拍」を確認したことをもって妊婦支援給付認定にかかる「妊娠」と定義する。
※医師による胎児心拍の確認がとれない場合、妊婦支援給付認定はできない。

【妊娠の事実確認方法】
妊娠の届出または本人の真正なる申請をもって事実確認とする。なお、本人からの申請に疑義がある場合、市町村は、本人同意のうえ申請書に記載の医療機関に照会を行うことができる。

【胎児の数の届出】
出産により胎児の数が明らかになった日（流産等のときはその日）以降に、届出することとし、
・出生届や住民基本台帳で胎児の数の確認を行う。
・流産の場合、母子健康手帳の提示により胎児の数の確認を行う。
・死産の場合、母子健康手帳や死産届で胎児の数の確認を行う。

※母子健康手帳が交付される前に流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により妊婦支援給付認定及び給付金の給付は可能。

出典：2024年10月31日自治体説明資料を一部加工

こどもまんなか
こども家庭庁

法第10条の14第２項及び内閣府令で定める現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の対応

妊娠支援給付金は、現金その他確実な支払方法として内閣府令に定める以下の方法を検討。

- **現金振込の方法**
- **小切手の振出し**
- **公金振替書の交付**

上記以外に、これまで市区町村が創意工夫で行ってきた以下の例のような支給方法については、引き続き受給者が希望される場合に支給することは可能。

＜支給方法例＞

- **現物支給（マタニティ用品・ベビー用品・産前産後サービスクーポン券など）**
- **電子マネー（PayPay®・au Payなど）**
- **電子クーポン**
- **デジタルカタログギフト**
- **デジタル地域通貨**
- **現金ATM受取**

※現金ATM受取の方法は、現金5万円で受領できるものの、法律上、現金その他確実な支払方法での支払とは整理されません。

＜明示方法例＞

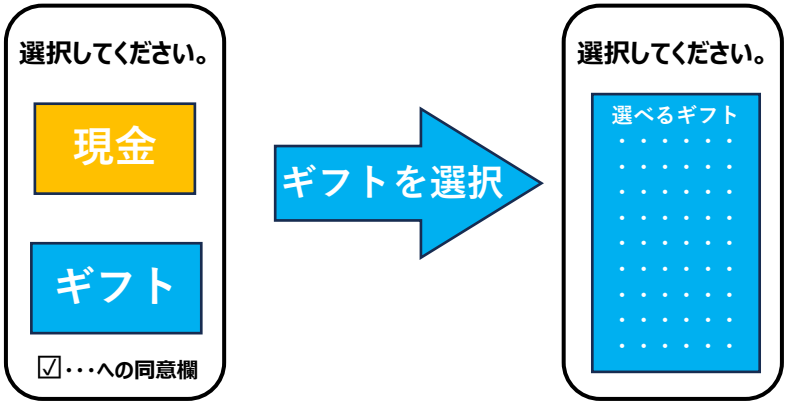

＜留意点＞

ギフトでの支給は、希望された受給者が実際に現金の受渡はしないが受領した5万円の現金をギフトに交換することの同意を得たうえで支給する整理です。ギフトでの支給を実施する市区町村は、現金またはギフトの選択肢を申請者に明示したうえで選択させることが必要であり、併せて5万円の現金をギフトとして受取ることの同意をもらうことが、支給後の紛争の未然防止のために重要ですので留意ください。

デジタル庁

給付支援サービスのご紹介

※妊婦のための支援給付で活用可能なサービスをご紹介します。

- **給付の申請から振込までのプロセスをデジタル完結させ、迅速・効率的な給付を実現するサービスです**

【利用イメージ】

（自治体）対象者情報の抽出・登録をすれば、ステータス管理、審査（口座は公金受取口座を利用するため原則、審査不要）が可能となり、振込依頼も可能

（住民）自治体からの案内（2次元コード等）からスマホとマイナンバーカードを使って本人確認、公金受取口座情報取得を実施し、申請が可能

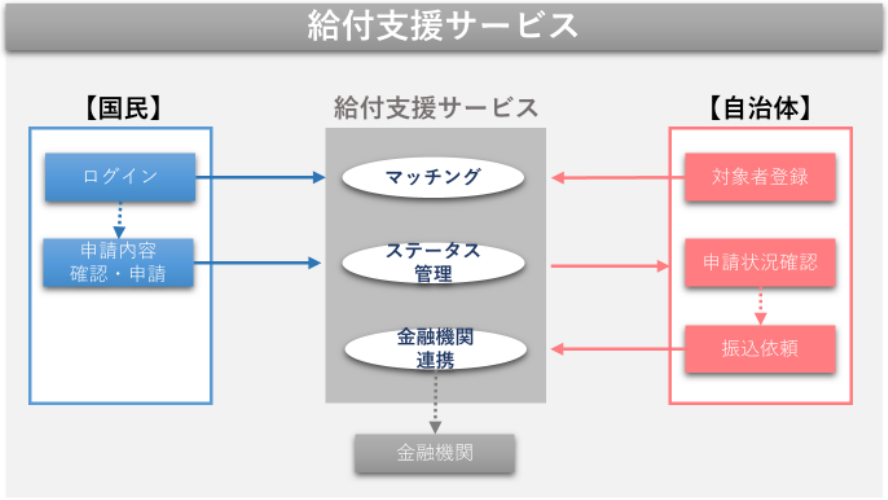

給付支援サービス｜デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション (digital.go.jp)

【利用するメリット】

（住民）面倒な申請書類の記入が不要であり、通帳のコピー等添付書類も省略が可能

（自治体）オンライン申請のため、紙申請書の受理や転記・再確認、審査業務等の事務処理負担を最小限に抑えることが可能

【利用までのスケジュールと費用】

2024年	2025年1-3月	2025年4月以降
申込	事前準備	利用開始

例）年間1000人以下の対象者の自治体の場合の費用

初期導入費：　50万円程度（税抜）

年間利用料：　60万円程度（税抜）

※スケジュールは最短のイメージです。お申込は当面受け付けます。

※利用申込後、事業者より正式なお見積りと契約書ひな形等の提示をさせていただく予定です

参考資料

こどもまんなか
こども家庭庁

法第10条の14第２項及び内閣府令で定める現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の対応

○市町村単独による支給のイメージ（クーポン支給のみ委託）

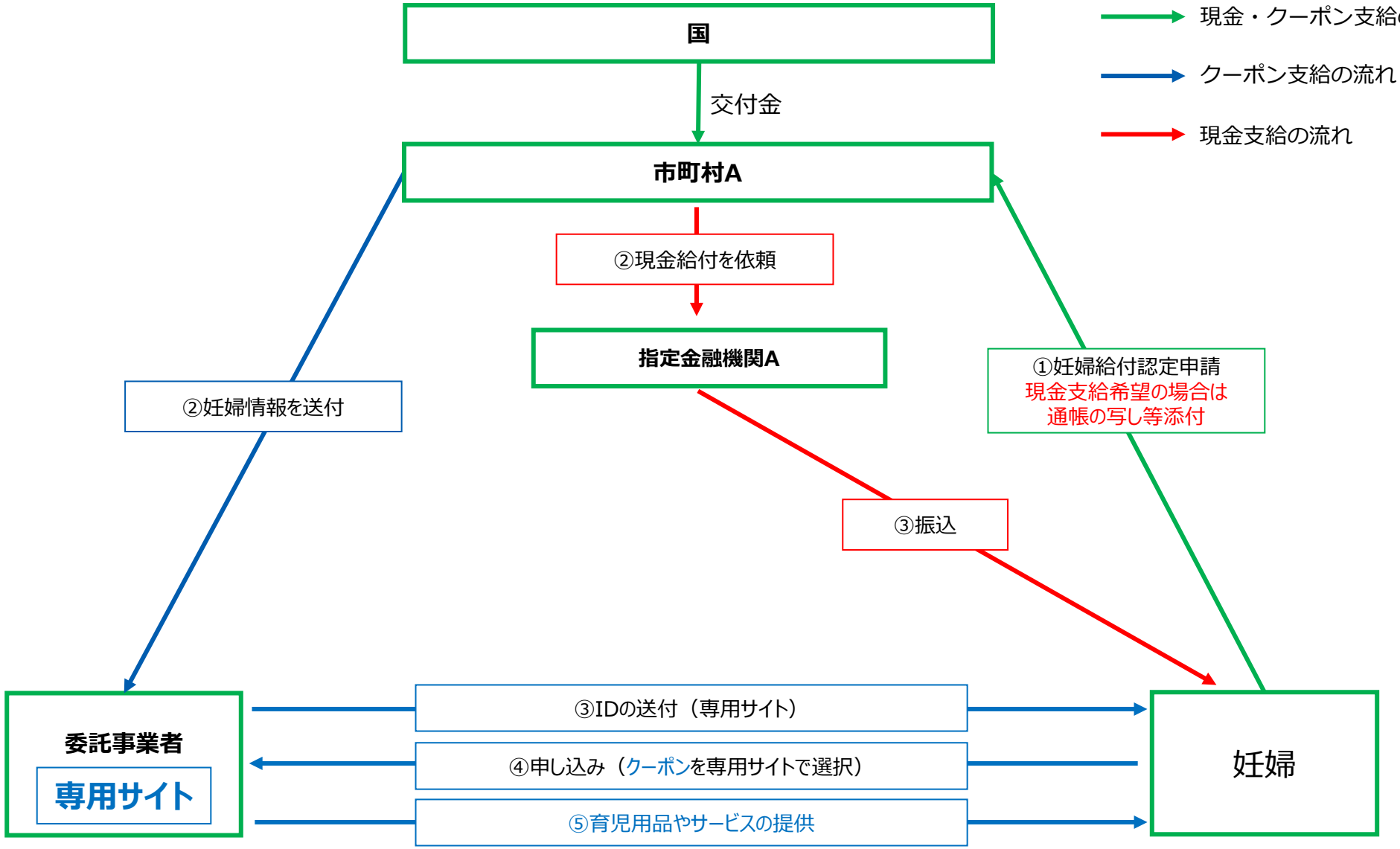

出典：2024年10月31日自治体説明資料抜粋

法第10条の14第２項及び内閣府令で定める現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の対応

○都道府県による広域連携のイメージ（集合契約の例）

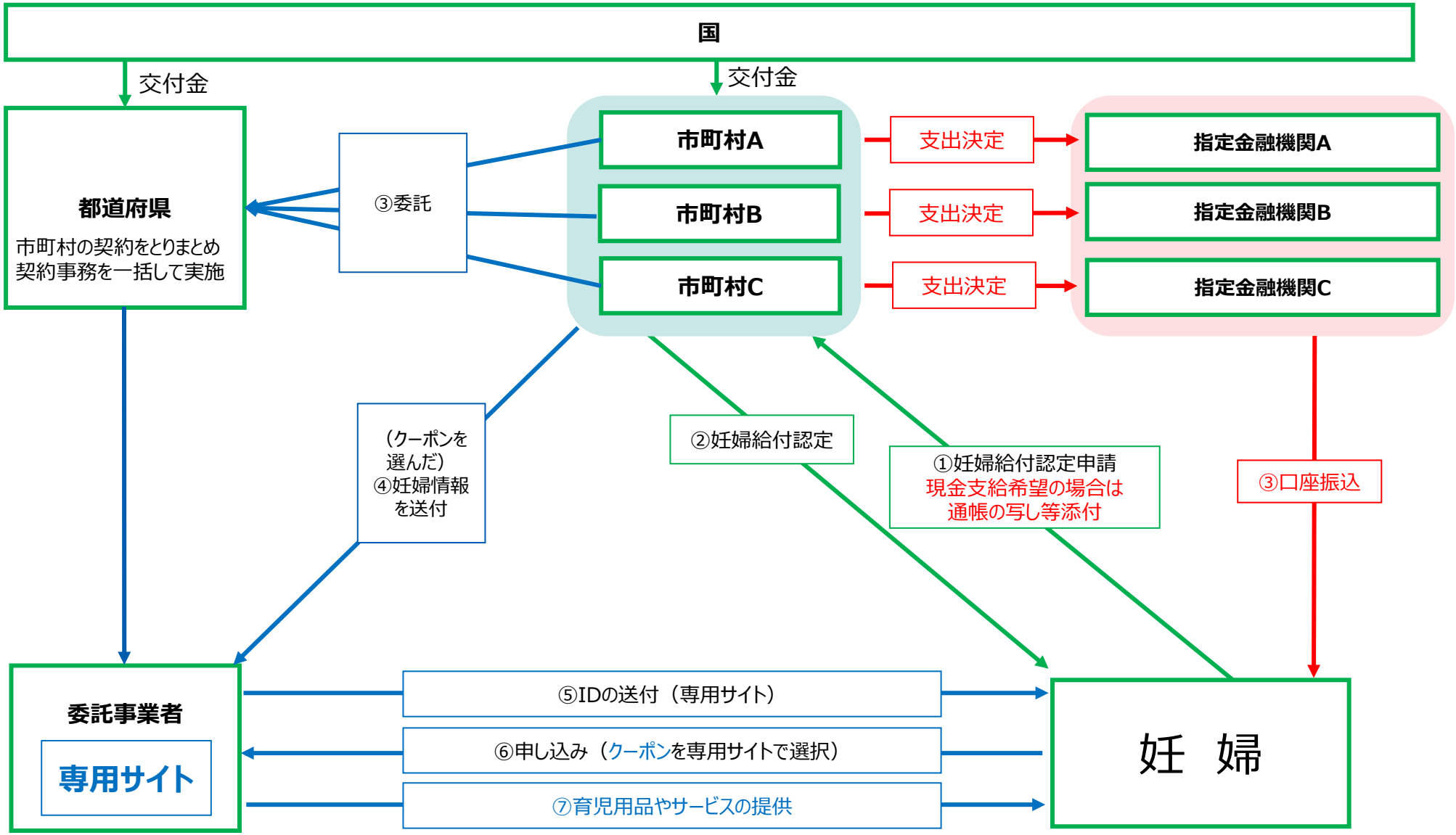

専用サイトの構築・運用
電子クーポンプラットフォームの形成

出典：2024年10月31日自治体説明資料抜粋

こどもまんなか こども家庭庁

妊婦のための支援給付交付金 新規

成育局 成育環境課

令和７年度概算要求額　816億円（ー）
※令和６年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

○　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され令和７年度から施行されるところ、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第１項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】
＜支給対象者＞
日本国内に住所を有する妊婦
＜支給に必要な手続・支給額＞
・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
　⇒５万円支給
・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等を届出を行う
　⇒妊娠しているこどもの人数×５万円を支給

【給付金の支給方法】
・現金振込等確実な支払方法
※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

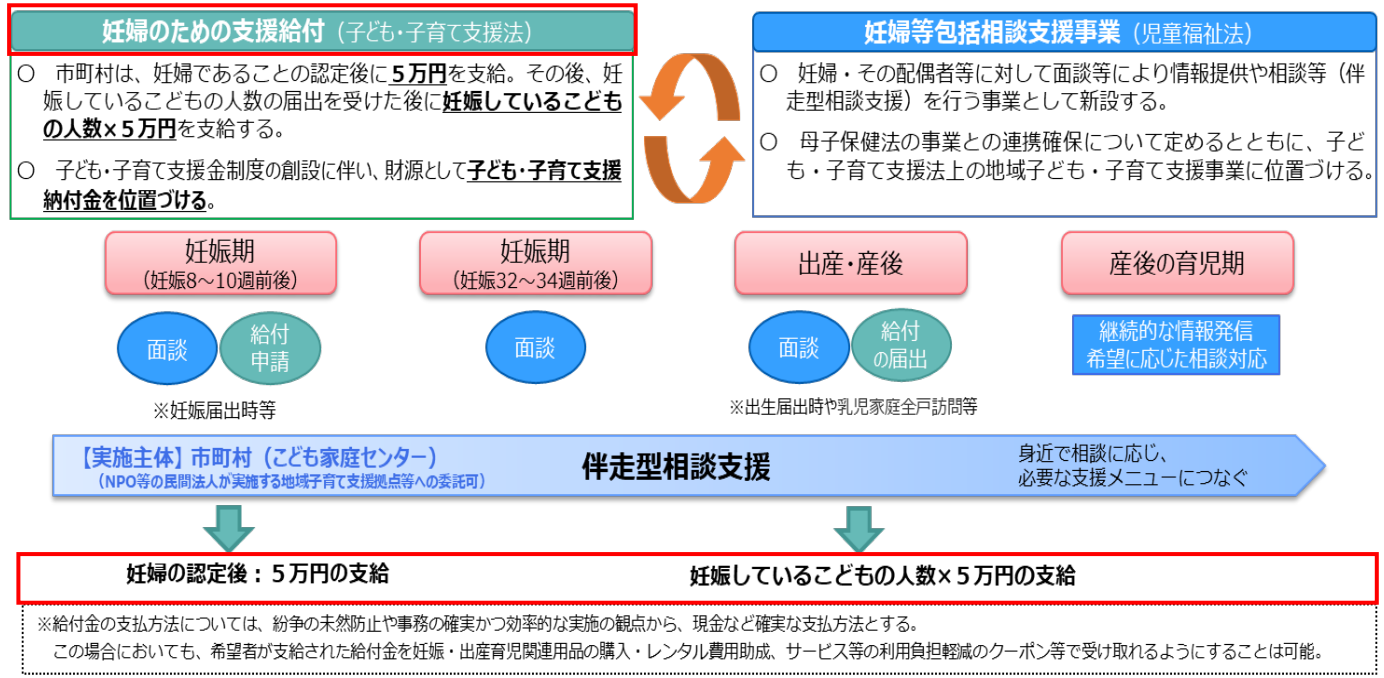

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）　　【補助率】国：10/10

こどもまんなか
こども家庭庁

利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

新規

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和７年度概算要求額　2,431億円の内数＋事項要求（2,208億円の内数）
※令和６年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

○　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第１号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけることとした。
○　妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターごとに、面談等の対応件数が異なることから、それに応じた単価設定を行う。

【事業内容】
妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】
面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）

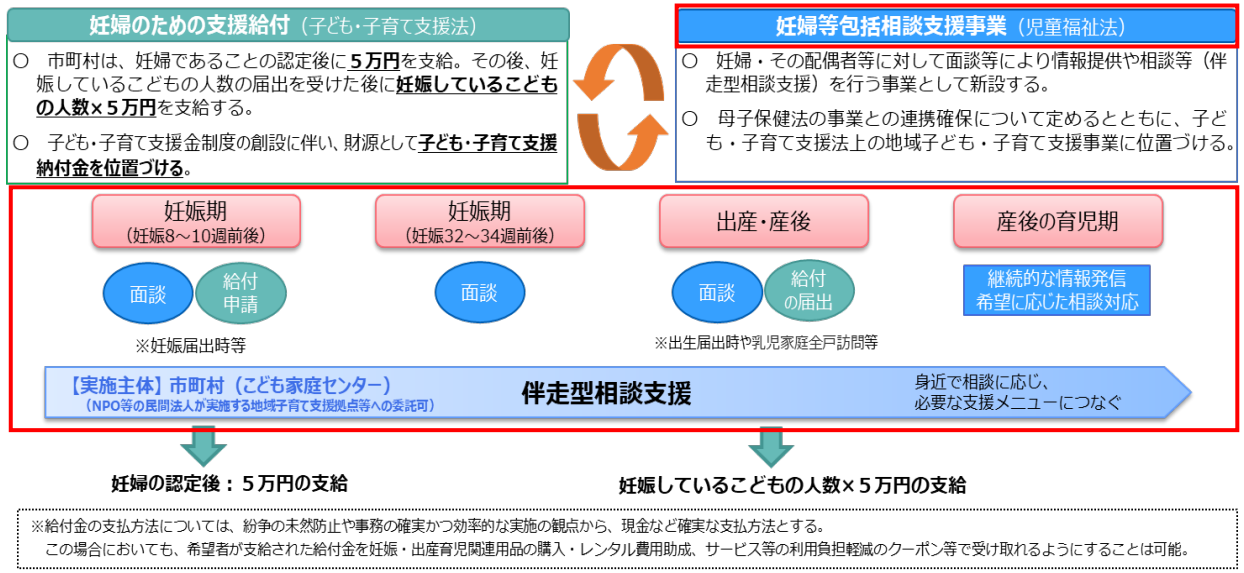

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）
【補助率】国：１／２
（都道府県：１／４、市町村：１／４）

【補助単価】こども家庭センター１か所あたり妊娠届出受理数
①700件以上　：15,506千円
②700件未満200件以上：　9,873千円
③200件未満　：　8,200千円
※こども家庭センターを設置していない自治体は、１自治体あたり１か所とする。

（参考）
令和６年度出産・子育て応援交付金
伴走型相談支援
こども家庭センター１か所あたり
単価：9,495千円

こどもまんなか
こども家庭庁

妊婦のための支援給付費補助金 新規

成育局 成育環境課

令和７年度概算要求額　27億円（ー）
※令和６年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

○　子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備やシステム構築等を行い、円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付については、給付金を現金その他確実な支払の方法での支給としている。その上で、希望者については支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、都道府県又は市区町村が現金その他確実な支払方法又はクーポン等で支給するためにシステム構築等を実施するに当たって、必要な経費等を補助する。

【対象経費】
①妊婦のための支援給付のためのシステム構築・改修費
　現金及びクーポン等での支給に対応させるためのイニシャルコスト（システムを構築・改修するための経費）

②クーポン等の支給に係る委託経費
　クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給ための委託費）

③妊婦のための支援給付のための事務費
　妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費

④自治体間情報連携に係るシステム改修費
　転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費

【イメージ図】

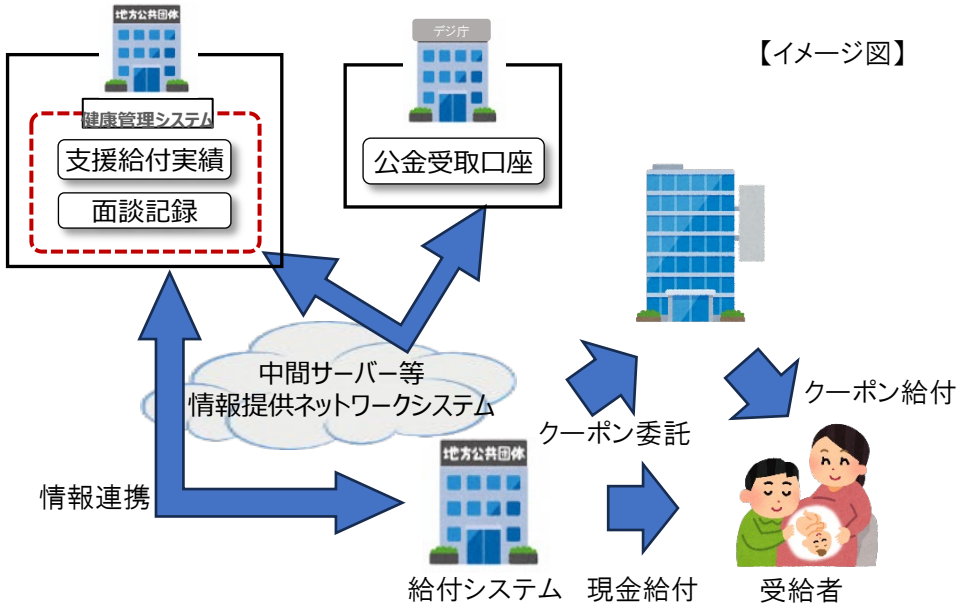

実施主体等

【実施主体】
市町村（特別区を含む）
（①②は都道府県も対象）

【補助率】
①、②国１０/10
③国　１/２　都道府県１/４　市町村１/４
④国　２/３　市町村１/３

【補助単価】
①　　都道府県10,000千円・市町村2,000千円
②～④ こども家庭庁長官が必要と認めた額

デジタル庁

妊婦のための支援給付における給付支援サービス利用イメージ

給付支援サービスに関するお問合せ
・給付支援サービスお問合せフォーム
https://forms.office.com/r/VM5X9PBkiC

- **対象者登録**

（登録情報）妊娠届や出生届をもとに妊婦の情報及び・胎児 / こどもの数の情報を登録することを想定

（タイミング）基本的には妊娠届が提出されたら給付準備、出生届が提出されたら給付準備と2回実施することを想定

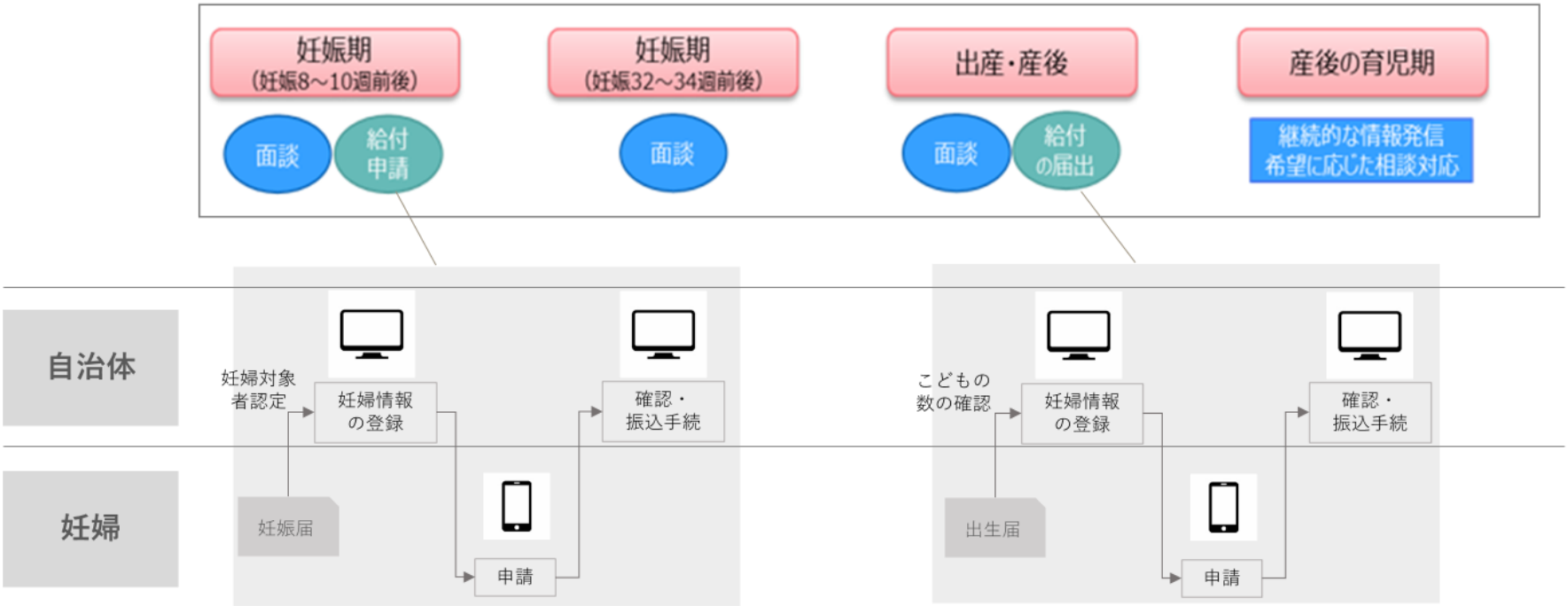

デジタル庁

給付支援サービスを利用いただくメリット（詳細）
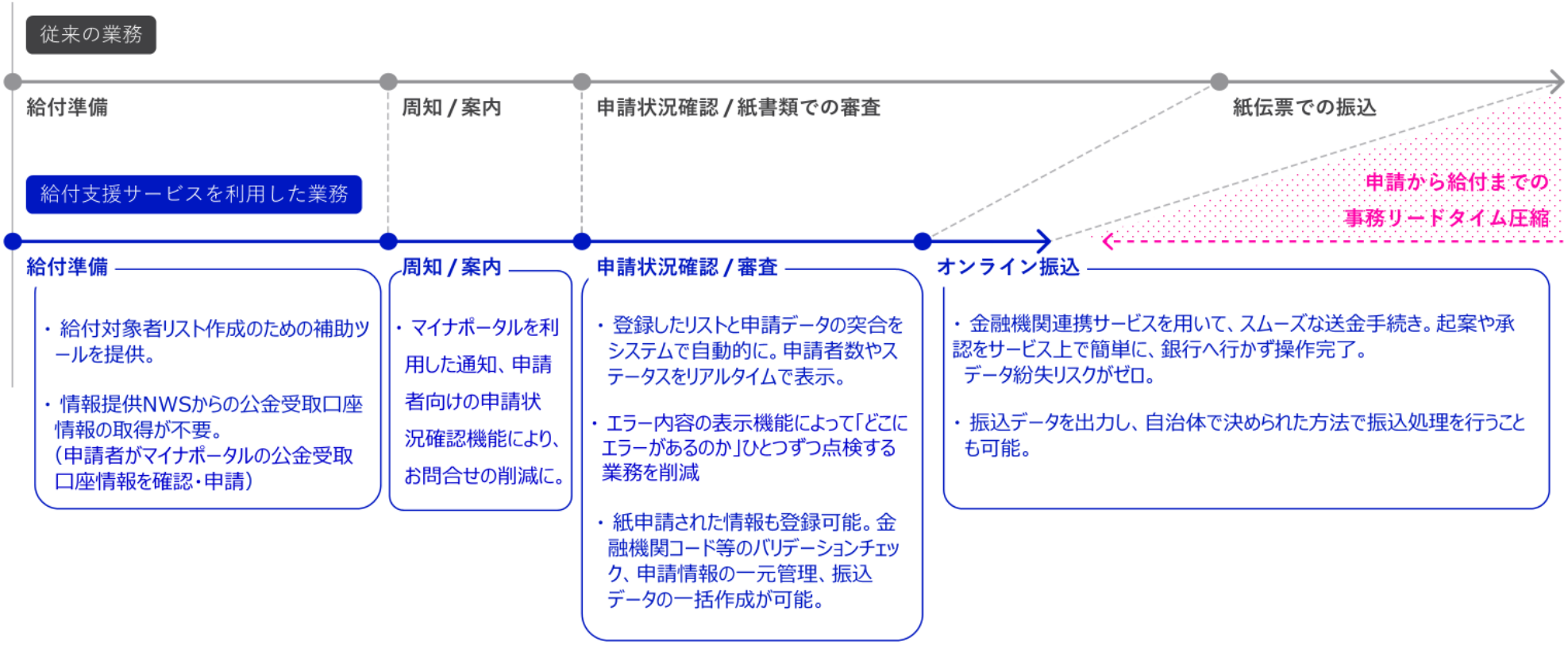
・ 本人確認の自動化、公金受取口座の活用で審査時間の大幅な削減を実現します